

## 佐賀県告示第 223 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定により、令和 7 年 12 月 16 日佐賀県告示第 256 号で指定した形質変更時要届出区域について、次のとおり指定を解除する。

令和 8 年 7 月 24 日

佐賀県知事      山      口      祥      義

1    指定を解除する形質変更時要届出区域

神埼郡吉野ヶ里町大曲字東山 5006 番 1 の一部

2    土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項に  
定める基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3    1 の形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去